

別表第四 (旅行手当)

区	分			
	支	給	額	
第一区	五〇〇円	五四〇円	五八〇円	六一五円
第二区	四〇〇円	四三五円	四七〇円	五〇〇円
第三区				
第四区				

別表第五 (講習、研修等を受けるための旅行で宿泊をしない場合の日当)

講習、研修等の実施地	講習、研修等の期間	日当 (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)	甲 地方	乙 地方
区内	全期間が七日未満である場合のうち七日未達の期間	二二〇円			五〇〇円
	全期間のうち七日未達の期間	二二〇円			九八〇円
	全期間のうち五日未達の期間	二二〇円			九〇〇円
	全期間のうち三日未達の期間	一八〇円			七二〇円
	全期間のうち一日未達の期間	一六〇円			六三〇円
	全期間のうち七日未達の期間	二二〇円			九八〇円
	全期間のうち五日未達の期間	二二〇円			九〇〇円
	全期間のうち三日未達の期間	一八〇円			七二〇円
区外	すべての宿泊施設	一六〇円	七九〇円		六三〇円

別表第三 (日額旅費)

日額旅費の支給を受ける職員の範囲	支給旅費の条件	日額旅費		場外宿泊をする	交通機関を利用する場合
		四等級以上の職務にある者	五等級以下の職務にある者		
一 労政事務所に勤務し、組合情報等の収集に従事する職員	所轄区域を巡回するときは、巡回距離が六キロメートル以上六キロメートル未満のとき	一六五円	一三五円	場外宿泊する場合、日額旅費の乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。	場外宿泊する場合、乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。
二 家畜保健衛生所に勤務する技術職員	所轄区域を巡回するときは、巡回距離が六キロメートル以上六キロメートル未満のとき	一六五円	一三五円	場外宿泊する場合、日額旅費の乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。	場外宿泊する場合、乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。
三 養蚕指導所に勤務する技術職員	所轄区域を巡回するときは、巡回距離が六キロメートル以上六キロメートル未満のとき	一六五円	一三五円	場外宿泊する場合、日額旅費の乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。	場外宿泊する場合、乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。
四 土木出張所及び企業局西部建設事務所に勤務する職員	所轄区域を巡回するときは、巡回距離が六キロメートル以上六キロメートル未満のとき	一六五円	一三五円	場外宿泊する場合、日額旅費の乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。	場外宿泊する場合、乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。
五 保健所に勤務する環境衛生監視員、食品衛生監視員及び保健婦	所轄区域を巡回するときは、巡回距離が六キロメートル以上六キロメートル未満のとき	一六五円	一三五円	場外宿泊する場合、日額旅費の乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。	場外宿泊する場合、乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。
六 農業改良普及所に勤務する職員	所轄区域を巡回するときは、巡回距離が六キロメートル以上六キロメートル未満のとき	一六五円	一三五円	場外宿泊する場合、日額旅費の乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。	場外宿泊する場合、乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。
七 地方農林振興局に勤務する林業改良指導員、木炭検査員、営農指導員及び保健婦	所轄区域を巡回するときは、巡回距離が六キロメートル以上六キロメートル未満のとき	一六五円	一三五円	場外宿泊する場合、日額旅費の乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。	場外宿泊する場合、乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。
八 定時制課程の授業を担当し、指導のため巡回する教職員	所轄区域を巡回するときは、巡回距離が六キロメートル以上六キロメートル未満のとき	一六五円	一三五円	場外宿泊する場合、日額旅費の乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。	場外宿泊する場合、乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。
九 派出所及び駐在所に勤務する警察官	所轄区域を巡回するときは、巡回距離が六キロメートル以上六キロメートル未満のとき	一六五円	一三五円	場外宿泊する場合、日額旅費の乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。	場外宿泊する場合、乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。
十 警察署に勤務し、外勤監督のため巡回する警察官	所轄区域を巡回するときは、巡回距離が六キロメートル以上六キロメートル未満のとき	一六五円	一三五円	場外宿泊する場合、日額旅費の乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。	場外宿泊する場合、乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。
十一 警察署に勤務し、犯罪捜査及び警備調査、防犯調査等の職務に従事する職員	所轄区域を巡回するときは、巡回距離が六キロメートル以上六キロメートル未満のとき	一六五円	一三五円	場外宿泊する場合、日額旅費の乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。	場外宿泊する場合、乗数に、場外宿泊の回数に係る乗数を乗じて算する。

(職員等の旅費の支給に関する規則の一部改正)
 第二条 職員等の旅費の支給に関する規則の一部を次のように改正する。
 第十八条第一項を次のように改める。
 条例第二十五条の日額旅費(以下「日額旅費」という。)の支給を受ける職員は、別表第三の上欄に掲げる勤務箇所における中欄に掲げる業務を次のように改める。

別表第三(日額旅費の支給を受ける職員の勤務箇所等)

勤務箇所	業務	支給対象地域
東京事務所	連絡、情報収集、調査、宣伝、紹介、幹旋、物産展示 販売、工場誘致又は公用自動車の運転	東京都の特別区域
大阪事務所	連絡、情報収集、調査、宣伝、紹介、幹旋、物産展示 販売、工場誘致又は公用自動車の運転	大阪市の区域 (神戸貿易事務所に勤務する職員にあつては、神戸市の区域)
北九州事務所	連絡、情報収集、調査、宣伝、紹介、幹旋、物産展示 販売又は公用自動車の運転	北九州市の区域
名古屋事務所	連絡、情報収集、調査、宣伝、紹介、幹旋、物産展示 販売、工場誘致又は公用自動車の運転	名古屋市の区域
保健所	監視、取締、予防、指導、検査、放射線照射、保健指導又は公用自動車の運転	管轄区域
労政事務所	情報収集、調査、労働教育又は公用自動車の運転	管轄区域
地方農林振興局	調査、指導、測量、監視、監督、検査、工事の施行又は公用自動車の運転	管轄区域
農業改良普及所	普及指導又は公用自動車の運転	管轄区域
病害虫防除所	病害虫防除又は公用自動車の運転	管轄区域
家畜保健衛生所	家畜伝染病予防、試験、検査、指導又は公用自動車の運転	管轄区域

る業務のため、それぞれ当該下欄に掲げる支給対象地域を旅行する職員とする。
 第十八条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
 2 日額旅費の額は、別表第三の二のとおりとする。

別表第三の二(日額旅費の額)

区 分	日 額 旅 費		宿 泊 場 合	交通機関を利用する場合
	四等級以上の職務にある者	五等級以下の職務にある者		
旅行が行程八キロメートル以上十六キロメートル未満又は引き続き五時間以上八時間未満の場合	一六五円	一三五円	宿泊をしない場合	交通機関を利用する場合
旅行が行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の場合	二五〇円	二〇〇円	宿泊をしない場合	交通機関を利用する場合
在勤地以外の地にわたる旅行で、その行程が二十五キロメートル以上五十キロメートル未満の場合	三七五円	三〇〇円	宿泊をしない場合	交通機関を利用する場合

宿泊をしない場合(一日につき)
 四等級以上の職務にある者
 五等級以下の職務にある者
 旅行の宿泊料(旅行中の宿泊料)は、別表第一の欄に掲げる宿泊料に、夜間の宿泊料を加算して得る額とする。

在勤地以外の地にわたる旅行で、その行程が五十キロメートル以上の場合

五〇〇円

四〇〇円

を乗じて得た額とを合算して得た額

(職員)の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正
第三条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。
第七条の次に次の一号を加える。
六 業務の県への移管に伴い廃止されることとなる機関に勤務する者

附則

(施行期日)

- 1 この規則中第二条及び附則第三項の規定は昭和四十二年四月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則第一条の規定による改正後の職員等の旅費の支給に関する規則の規定は、昭和四十一年六月二十日以後に出発した旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。
- 3 この規則第二条の規定による改正後の職員等の旅費の支給に関する規則の規定は、同条の規定の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取

取 県

(定価一冊一月三円)送料を含む。

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日は、日曜日に代り、休日は、その翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇ 新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例
- 鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例
- 鳥取県管企業の設置等に関する条例
- 鳥取県興業場の衛生措置の基準に関する条例
- 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県条例の一部を改正する条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例
- 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例
- 各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立病院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

条

例

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例をここに公布する。

昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十五号

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)第三条第四項の規定により新産業都市の区域として指定された区域(以下「新産業都市の区域」という。)内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る県税の不均一課税について必要な事項を定め、もつて県内産業の振興を図ることを目的とする。

(不動産取得税及び県が課する固定資産税に係る不均一課税)

第二条 新産業都市の区域内において当該区域の指定の日から起算して五年(当該区域が当該期間内に当該新産業都市の区域に該当しないこととなる場合には、当該指定の日からその該当しないこととなる日までの期間)内に、一の工業生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)で、これを構成する建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の取得価額の合計額が一億円をこえ、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴つて増加する雇用人(日雇い入れられる者を除く。)の数が百人(発電に係る設備を増設する場合にあつては、五十人)をこえるもの(以下「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者に対しては、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により、次の